

登場
ページ

今週の専門用語



📖 事業者クラス分け評価制度

省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者の省エネへの取組みをS・A・B・Cの4段階でクラス分けしたものだ。Sクラスは省エネが優良と評価された事業者のことで経済産業省のホームページで公表される。①5年間平均原単位を年1%以上低減するという努力目標の達成又は②ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準を達成した場合のいずれかを満たせばSクラスとされる。平成28年度定期報告書提出分では6,669事業者がSクラスに分類されている。

📖 アウトバウンド・シナリオ

高税率国の親会社で借入を行い、高い損金算入効果を得つつ、その借入を原資として軽課税国の子会社に資本注入し、当該子会社が得た利益を親会社に配当で戻す時には免税とすることにより、グループ全体の実効税率を低減させるシナリオのことをいう。BEPS最終報告書が、利子控除制限について、国外関連者に対する利子にとどまらず、すべての利子を制限対象にしなければならないとしているのは、アウトバウンド・シナリオに対応するためである。

📖 特定機械装置等

中小企業投資促進税制の適用対象となる減価償却資産のことで、具体的には「1台160万円以上の機械装置」、「1台120万円以上又は1台30万円以上かつ複数合計120万円以上の一定の測定工具及び検査工具」、「単体又は複数合計70万円以上のソフトウェア」などを指す（措法42の6①、措令27の6③）。原則として法人が貸付けの用に供する資産は特定機械装置等には該当しない。なお、平成29年度税制改正により特定機械装置等の対象資産から「器具備品」が除外されている。

05

ページ

09

ページ

40

ページ

From
編集室

◆抜本的な拡充が行われた事業承継税制。メリットも大きい改正された内容も多岐に渡っており、中小企業の実務を担う税理士の方もまだ手探りの状態のようだ。◆とはいえ、特例制度は10年間の期間限定措置。まずは平成35年3月31日までに「特例承継計画」を都道府県に提出することから始めたい。◆実際に相続による事業承継の場面で一番困るのは遺産分割という。特例制度の認定を受けるには相続開始から8か月以内に遺産分割協議書の写しなどが必要になるからだ。遺産分割がまとまらないことは往々にしてあること。株式は遺言書を書いてもらうなど、事前の準備も必要になるかもしれない。(MIN)

週刊T&Amaster 第744号

2018年6月25日発行(毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい